

農林漁業共同化資金審査基準

昭和 52 年 4 月 13 日農政第 374 号
最終改正平成 24 年 3 月 28 日 23 農済第 886 号

基本方針

- 1 国の制度金融の対象とならない事業について行う。
- 2 愛媛県新農業政策の方針に添うものとする。
- 3 1 件あたりの貸付最低限度額は原則として 10 万円とし、1 万円未満は切捨てる。
- 4 その他、県における政策的な事業を対象とする。

審査方針

○ 農業関係

1 中核農家複合経営

以下の作目（品種を含む。）区分の複合経営を行う中核農家が農業経営の近代化のために必要となる費用であって、かつ償還に 1 年以上を要する次に掲げるものとする。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

- (1) 種苗、肥料、農薬、飼料等の購入費及び雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 農業用建物、構築物及び農機具の修繕費
- (3) 農業経営の近代化に必要な技術取得費
- (4) 小農具の購入費

2 中核農家農作業受託

農作業受託組織等が農地の利用集積、農作業の受託を行う際に必要な費用であって、次に掲げるものとする。

- (1) 農業用建物、構築物及び農機具の改良、取得
- (2) 機械及び施設の光熱費、燃料費及び修繕費
- (3) 肥料、農薬等資材費及び雇用労賃
- (4) 規模拡大のための借地代

3 農畜産用地取得

農業者等が公害を防止する目的で用地を取得する費用であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市街化区域以外の経営地に移転、又は規模拡大を図るため、おおむね 10 アール未満の農畜産地を取得するものとする。
- (2) 他の経営適地に移転しようとするときは、土地取得後 1 年以内に従前の経営を開鎖して移転を完了すること。
- (3) その他特に知事が必要と認める用地の取得

4 家畜導入

農業者が家畜（肥育牛、肥育豚、鶏）を導入して合理的な多頭羽飼育を通じて効率的な畜産経営を営もうとするもので、環境保全及び家畜伝染病の予防対策が十分配慮されているもの

- (1) 肥育牛にあっては、常時飼養頭数 5 頭以上
- (2) 肥育豚にあっては、常時飼養頭数 100 頭以上
- (3) 鶏にあっては、常時飼養羽数 1,000 羽以上

5 預託家畜

農業協同組合が肥育牛・肥育豚の家畜預託事業を計画し、次に掲げる事項を確実に実行するもの

- (1) 飼養技術の指導体制が整備されているもの
- (2) 年度別計画をもち、確実に実行する見込みがあるもの
- (3) 家畜の預託規程が適正に整備されているもの
- (4) 環境保全及び家畜伝染病予防対策が十分配慮されているもの
- (5) 肥育牛にあつては、雄肥育牛を優先するもの

○林業関係

1 しいたけ栽培施設

原則として、農林漁業金融公庫資金（過疎地域経営改善資金）の貸付けの対象とならない地域の林業者であつて、借入者の生産実績ないし経営計画についての所得の増大及び経済効果の期待できるもの

- (1) 生産施設
しいたけ作業場中設（乾燥室及び選別作業場）、原木（種菌を含む）、ビニールハウス、浸水槽、防風網等を対象とする。
- (2) 機械機具
チェーンソー、簡易集材機、動力せん孔機、動力運搬車、乾燥機、自動選別機等を対象とする。
- (3) ほだ場施設整備
ア ほだ場機械施設
撤水施設、単軌道運搬施設等を対象とする。
イ 作業道整備

2 木炭原木

林業者の木炭原木の購入

3 緑化樹

農業近代化資金等他の制度資金の貸付けの対象とならない林業者等が、自己の山林に植栽することを目的として、「環境緑化用取り木生産指導について」（昭和48年8月31日付け林政第558号）を厳守し、緑化樹の山取原木を生産、養成する事業を対象とする。

4 育林

農林漁業金融公庫資金（造林資金）の貸付けの対象とならない林令13年生以上19年生未満の人工林、天然林、改良林に対して行う除伐、枝打、保育間伐、施肥等を対象とする。

5 間伐

原則として、林令20年生以上80年生以下の人工林の間伐対象林分に対して行う間伐材の生産事業を対象とする。

○ 漁業関係

1 水産養殖

- (1) 漁業者の成育期間1年未満の魚類の購入（漁業近代化資金制度の対象とならないもの）
- (2) 農業者が内水面養殖施設の改良造成を行うもの

2 小型漁船取得

漁業者の総トン数20トン未満の耐用年数を過ぎた漁船の取得（漁業近代化資金制度の対象とならないもの）

○ 青年農林漁業者海外研修事業

青年農林漁業者が先進国の農林漁業技術等の取得を目的として、国・地方公共団体及び農林漁業の振興を目的として設立された団体等が派遣する短期間の研修を受けるもので、「青年農林漁業海外研修事業資金融資要領」に基づくものとする。

- 青年農林漁業者住居改善事業
青年農林漁業者が生活の改善のため居室、台所、便所及び風呂場等を改善するもの
 - (1) 居室の改善、居室の内部構造並びに増改築及び移築、附帯工事として給排水施設を含む。
 - (2) 台所の改善、炊事場、流台、調理台等給排水施設
 - (3) 便所の改善、便所の増改築等
 - (4) 風呂場の改善、浴室、脱衣室増改築、浴槽等排水施設

- 青年農業者花き球根導入事業
青年農業者が花き栽培に必要な球根、種苗等を導入するもの